

Ⅶ 事業主のための支援制度

Ⅶ－１ 両立支援等助成金（雇用関係助成金）

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や取組を行う事業主に対して助成するものであり、仕事と家庭の両立支援のための事業主の取組の推進を目的としています。

本助成金は次の6つのコースに分けられます。

- (1) 男性の育児休業取得を促進 → 「出生時両立支援コース」
- (2) 仕事と介護の両立支援 → 「介護離職防止支援コース」
- (3) 円滑な育児休業取得支援 → 「育児休業等支援コース」
- (4) 育児中の業務体制整備支援 → 「育休中等業務代替支援コース」
- (5) 仕事と育児の両立支援 → 「柔軟な働き方選択制度等支援コース」
- (6) 仕事と不妊治療等の両立支援 → 「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」

《中小企業事業主および特定事業主》

○中小企業主の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

○特定事業主の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	又は	300人以下
サービス業	5,000万円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		300人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①男性労働者の育児休業取得

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小企業事業主に支給します。

育児休業等に関する情報公表加算

①申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

- a.男性の育児休業等取得率 b.女性の育児休業取得率
c.男女別の平均育児休業取得日数

②男性労働者の育児休業取得率の上昇等

事業主が男性労働者の育児休業取得率を前事業年度と比較して30%以上上昇させて50%以上となっていること、又は、支給申請日の属する事業年度の前々事業年度において、育児休業対象の男性が5人未満の事業主については、直前の2事業年度で連続70%以上となった場合に支給します。

		支給額	
①	男性労働者の 育児休業取得	1人目	20万円
		雇用環境整備措置を 4つ以上実施した場合	30万円
		2人目 3人目	10万円
	育児休業等に関する 情報公表加算	2万円 ※①(1～3人目のいずれか)または②のいずれか1回限り	
②	男性労働者の 育児休業取得率の 上昇	60万円 (プラチナくるみん認定を受けている場合は15万円加算)	

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合や仕事と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小事業主に支給します。

①介護休業

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護休業を取得・職業復帰させた場合

②介護両立支援制度

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度や介護休暇制度などの仕事と介護の両立ができる制度を利用させた場合

③業務代替支援

介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は業務は代替する労働者への手当支給等を行った場合

④介護休暇有給化支援

有給の介護休暇制度を導入し利用させた場合

	支給額
①介護休業	40万円 ※連続15日以上 of 休業の場合、60万円
②介護両立支援制度	制度を1つ導入し、 対象労働者が制度を利用した場合20万円（30万円） 制度を2つ導入し、 対象労働者が制度を利用した場合25万円（40万円） ※（）内は合計60日以上 of 制度利用の場合
③業務代替支援	新規雇用20万円（30万円） 手当支給等（介護休業）5万円（10万円） 手当支給等（短時間勤務）3万円 ※（）内は合計15日以上 of 休業の場合
④介護休暇有給化支援	30万円（50万円） ※（）内は10日以上 of 有給休暇を付与する場合

※①～③いずれも1事業主5人まで、④は1事業主1回限り支給

(3) 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給します。

①育休取得時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合

②職場復帰時

「①育児取得時」対象労働者について、育休終了後に復帰させた場合
育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

a.男性の育児休業等取得率

b.女性の育児休業取得率

c.男女別の平均育児休業取得日数

	支給額	
①育休取得時	30万円	※①②各2回まで （無期雇用者・有期雇用者各1回）
②職場復帰時	30万円	
育児休業等に関する情報公表加算 （①～②のいずれかへの加算）	2万円	1回限り

(4) 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成するものです。

① 手当支給等（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

② 手当支給等（短時間勤務）

育児のための短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

③ 新規雇用（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣受け入れ含む）により確保した場合

		支給額		
代替支援	①手当支給等 (育児休業)	業務代替整備経費	6万円	
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4	
	②手当支給等 (短時間勤務)	業務代替整備経費	3万円	
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4	
	「育児休業期間中に業務代替した期間」に応じて支給			
	③新規雇用 (育児休業)			プラチナくるみん認定事業主
		・ 7日以上14日未満	9万円	11万円
		・ 14日以上1か月未満	13.5万円	16.5万円
		・ 1か月以上3か月未満	27万円	33万円
		・ 3か月以上6か月未満	45万円	55万円
・ 6か月以上1年未満		67.5万円	82.5万円	
・ 1年以上	81万円	99万円		
有期雇用労働者加算 (①～③への加算)			10万円	
育児休業等に関する情報公表加算			2万円	

(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）について、3つ以上の制度を導入し、制度利用者支援の取組を行った上で、労働者がそのうち1つ制度を利用した場合に助成金を支給します。

<柔軟な働き方選択制度>

- ・ フレックスタイム制度
- ・ 短時間勤務制度
- ・ 時差出勤制度
- ・ 保育サービスの手配及び費用補助
- ・ 育児のためのテレワーク等
- ・ 養育両立支援休暇制度

	支給額
制度を3つ導入	20万円
制度を4つ以上導入	25万円
育児休業等に関する情報公表加算（上記に加算）	2万円

※1事業主あたり5人まで

子の看護等休暇有給化支援

子の看護等休暇を法を上回る制度として有給化し、労働者が利用した場合に助成します。

	支給額
有給の子の看護等休暇を導入（※1）	30万円
制度利用期間延長加算（※2）	20万円
障害児等要配慮支援加算（※2）	20万円
育児休業等に関する情報公表加算（※2）	2万円

※1 1事業主1回限り ※2 加算のみの受給はできません

（6）不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療と仕事との両立又は月経、更年期といった女性の健康課題と仕事と両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のため又は女性の健康課題対応を図るために利用可能な両立支援制度（*）を労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。

なお、支給を受けるためには、各制度及び制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定するとともに、各制度について労働者に周知しており、不妊治療や女性の健康課題対応と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、当該制度利用開始日から1年以内に合計5日（回）以上労働者に利用させていることが必要です。

また、対象労働者については制度利用開始日から申請日において、雇用保険被保険者として雇用されていることが必要です。

（*）休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務等

	支給額
不妊治療	30万円
女性の健康課題対応（月経）	30万円
女性の健康課題対応（更年期）	30万円

※①②1事業主あたり1回限り

☆お問合せ先☆

岡山労働局 助成金センター TEL(086)224-7639

Ⅶ-2 人材確保等支援助成金（テレワークコース）〔雇用関係助成金〕

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援する制度となります。

助成	支給額
制度導入助成	20万円 ・ テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること。 ・ 企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、テレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。 ・ 指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の要件を満たすこと。
目標達成助成	10万円（賃金要件を満たす場合15万円） ※制度導入助成を受けた事業主が所定の要件を満たした場合に支給

☆お問合せ先☆

岡山労働局 助成金センター TEL(086)224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース 検索

Ⅶ-3 労働条件等関係助成金等

(1) 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が事業場内の最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画

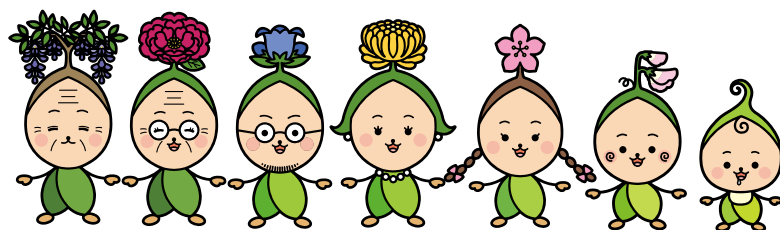


設備投資等の計画
機械設備導入、
コンサルティングなど

計画の
承認と実施

業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



コース区分	引上額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者		
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円	○以下の要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者 ・事業場内最低賃金の差額が50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない	【事業場内最低賃金1,000円未満】 4/5
		2～3人	40万円	70万円		
		4～5人	70万円	70万円		
		6～7人	90万円	90万円		
		8人以上	110万円	110万円		
		10人以上※	130万円	130万円		
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円		【事業場内最低賃金1,000円以上】 3/4
		2～3人	50万円	100万円		
		4～5人	130万円	130万円		
		6～7人	180万円	180万円		
		8人以上	230万円	230万円		
		10人以上※	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～5人	270万円	270万円		
		6～7人	360万円	360万円		
		8人以上	450万円	450万円		
		10人以上※	600万円	600万円		

(※) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・賃金要件：事業場内最低賃金1,050円未満の事業者
- ・物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

☆お問合せ先☆

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9：00～17：00）

交付申請書等の提出先は岡山労働局 助成金センター(086-224-7639)です。

(2) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、次の①～⑤の5つのコースがあります。

区分	助成額（最大）	申請期限
①業種別課題対応コース (建設業・運送業・病院等・ 情報通信業・宿泊業)	建設業 1,370万円 運送業 1,290万円 病院等 1,340万円 情報通信業、宿泊業 1,270万円	令和8年11月30日(月) 午後5時必着 ※本助成金は国の予算額に制約されるため、これ以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
②労働時間短縮・年休促進支援コース	1,020万円	
③勤務間インターバル導入コース	970万円	
④取引環境改善コース	100万円	
⑤団体推進支援コース	500万円	

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 助成金センター TEL (086) 224-7639

働き方改革推進支援助成金 ○○コース 検索

Ⅶ-4 働き方・休み方改善コンサルタントについて

企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書によりお申し込みください。訪問日等詳細をご連絡します。

利用申込書

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 225-2017

働き方・休み方改善コンサルタント 検索



Ⅶー５ おかやま働き方改革推進応援金

県では、国の働き方改革推進支援助成金を活用して働きやすい職場環境整備を行う県内中小企業者のうち、テレワーク制度や勤務間インターバル制度を導入する事業者に対し応援金を交付します。

■対象となる取組と応援金の額

対象となる取組	応援金の額	要件
①テレワーク制度導入	50万円	次のいずれも満たしていること。 ・令和8年4月1日から令和9年1月15日までに、新たにテレワーク制度を導入していること。 ・1人以上の労働者を対象とすること。
②勤務間インターバル制度導入加算 ※①の応援金の額に加算	20万円	次のいずれも満たしていること。 ・令和8年4月1日から令和9年1月15日までに、新たに勤務間インターバル制度を導入していること。 ・対象事業場に所属する労働者の1/4を超える労働者を対象とすること。 ・国の助成金の勤務間インターバル導入コースなど勤務間インターバル制度導入に係る国や自治体の助成、又は、国の助成金の業種別課題対応コースにおいて勤務間インターバルを成果目標とした助成を申請していないこと。

■申請期間

令和8年11月2日（月） 10時～令和9年1月29日（金） 17時（先着順）

☆お問合せ先☆
 おかやま働き方改革推進応援金事務局
 TEL：（０８６）２３７－０７７８



詳細はホームページをご確認ください▶▶▶

Ⅶ－ 6 おかやま子育て応援宣言企業の登録

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。登録企業には登録証を交付し、取組内容を県特設サイト「ハレまる。」等で紹介します。

また、「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定し、県特設サイト「ハレまる。」で企業名を紹介するほか、就活生等へのPR活動を行っています。

* 表彰制度

登録企業のうち、宣言内容の実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果のあった企業等に岡山県知事賞を贈呈しています。

【令和7年度の受賞事業者】

(株)ジェイテック 岡山オフィス、倉敷化工(株)



(子ども未来課)



☆ お問い合わせ先 ☆

岡山県子ども・福祉部子ども未来課 TEL (086) 226-7347
ホームページにこれまでの受賞企業や申請書等を掲載しています。

Ⅶ－ 7 岡山県男性育児休業取得促進奨励金

県では、男女がともに安心して子育てしながら働ける社会の実現を目指し、男性従業員の育児休業取得期間に応じた奨励金を支給しています。

令和8年1月31日から令和9年1月1日までに通算14日以上の育児休業から復帰した従業員を雇用している雇用保険適用事業所の事業主が対象で、1事業主当たり100万円／年度まで受給可能です。

また、県の認定制度であるおかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」や国のくるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしの認定を受けている企業等や、1か月以上の育児休業取得者の同僚への手当支給等の取組を実施した企業等に対しては、奨励金の加算を行います。

〈主な支給要件〉

- ・岡山県内に本社又は事業所を有すること
- ・県が実施する「経営層向けセミナー」を受講済であること
- ・「おかやま子育て応援宣言企業」に登録済であること
- ・育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること

経営層向けセミナーの概要

- ・対象者：県内企業等の経営者・役員・管理職・総務人事担当者の方
(奨励金の受給予定がない方もご参加いただけます。)
- ・内 容：企業等における男性育児休業の取得を進めるために必要な体制の整備、県内企業の優良事例紹介、奨励金の制度説明等
- ・申 込：各回の開催1週間前までにお申し込みください。
経営層向けセミナー ホームページ
<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>



開催スケジュールなど本セミナーの詳細は経営層向けセミナーホームページをご覧ください。

育児休業取得者1名当たりの奨励金額

対象となる取組	奨励金額	アドバンス企業等の特別加算に該当する場合
①通算14日以上、1か月未満の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
②通算1か月以上の男性従業員の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	③-1又は③-2のいずれかを実施している場合に②の奨励金額に対し加算	
③-1 同僚応援手当加算 (※1)	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 10万円	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 15万円
③-2 代替要員雇用加算 (※2)	10万円	15万円

(※1) ③-1 同僚応援手当加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者が所属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合

(※2) ③-2 代替要員雇用加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者の育児休業期間中の代替要員として新たな労働者を雇用した場合(育児休業取得期間30日当たり勤務を要する日が17日以上で代替要員を雇用したこと)

(※3) 同僚応援手当加算は、国の両立支援等助成金の「育休中等業務代替支援コース」と併給調整の対象となる可能性があります。申請に当たっては、支給実績額から国への申請(予定)額を差し引いて申請額を積算してください。

〈奨励金の申請〉

- ・ 申請方法：以下ホームページから電子申請により申請してください。
岡山県男性育児休業取得促進奨励金ホームページ
<https://www.oka-ikuji.jp>
- ・ 申請期限：男性従業員が育児休業から復帰した日の翌日から4か月以内
(※)又は復帰した日の翌日の属する年度の1月29日のいずれか早い日まで
※令和8年1月31日～6月30日の間に復帰した対象者については、申請期限が異なります。詳細はホームページをご覧ください。



☆お問合せ先☆ (セミナーの詳細・お申込み)
(受託事業者) 株式会社社吹カレッジサービス
TEL (086) 236-0225
■セミナーのお申し込みはこちらから
(<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>)



☆お問合せ先☆ (奨励金の詳細・申請手続き)
岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局(岡山県中小企業団体中央会)
TEL (086) 224-2245
E-mail: kosodate@okachu.or.jp
■奨励金の申請はこちらから (<https://www.oka-ikuji.jp>)



Ⅶー 8 岡山県男女共同参画社会づくり表彰

岡山県では、県下各地域において、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人及び事業者を表彰しています。

【令和7年度の受賞事業者】 ※事業者名は受賞時のものです。
井原精機(株)、(株)ケイアイリンク、(株)行雲、(株)サンエイド、
(有)三協鋳螺、(福)新生寿会、美作マツダ自動車(株)、(株)脇木工

☆ お問合せ先 ☆
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課 TEL (086) 226-0553
ホームページでこれまでの受賞事業者を紹介しています。